

香川県立保健医療大学構内駐車要綱

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）の構内における駐車に関し必要な事項を定めるものとする。

(通勤用自動車の届出等)

第2条 通勤に使用する自動車（2輪のものを除く。次条において同じ。）を構内の駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車しようとする教職員は、あらかじめ、通勤用自動車届（第1号様式）を学長に提出しなければならない。

2 学長は、通勤用自動車届を提出した教職員に対し、駐車証（第2号様式）を交付するものとする。

(通学用自動車の駐車許可等)

第3条 通学に使用する自動車を駐車場に駐車しようとする学生は、あらかじめ、通学用自動車駐車許可申請書（第3号様式）を学長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の許可を受けた学生に対し、駐車証を交付するものとする。

第4条 前2条の規定により駐車証の交付を受けた者（以下「自動車通勤者等」という。）は、駐車場に自動車を駐車するときは、駐車証を当該自動車の前面ガラスに掲出しなければならない。

2 自動車通勤者等は、通勤又は通学による駐車場の使用を廃止したときは、直ちに駐車証を学長に返納しなければならない。

(指定場所以外の駐車禁止)

第5条 自動車、原動機付自転車及び自転車（以下「自動車等」という。）は、構内においては、指定された駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という。）以外の場所に駐車してはならない。

(駐車場等の使用の制限)

第6条 学長は、駐車場等を使用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該者に対し、駐車場等の使用を制限することができる。

(1) 発火性又は引火性を有する物品その他危険物を積載しているとき。

(2) その他駐車場等の管理上支障があるとき。

(損害賠償責任)

第7条 本学は、構内において生じた自動車等の事故、災害、盗難等による損害について、賠償の責任を負わないものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、構内における駐車に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

通勤用自動車届

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属
職 名
氏 名

通勤に使用する下記の自動車を構内の駐車場に駐車したいので届け出ます。

車 種 名	
車両登録番号	

（表）

No. _____
駐 車 証
香 川 県 立 保 健 医 療 大 学
車両登録番号 _____

（裏）

注 意 事 項
1 この駐車証は、構内に駐車するときは、必ず表を上にして、フロントガラスから見える所に置くこと。
2 構内を通行するときは、歩行者の安全を第一とし、安全運転に心掛けること。
3 この駐車証は、不要となった場合は、速やかに返納すること。
4 本学は、構内での自動車の事故、災害、盗難等について、一切の責任を負わない。

通学用自動車駐車許可申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科
保健医療学部（ 学科）
学 年 年
学籍番号
氏 名

通学に使用する下記の自動車を構内の駐車場に駐車したいので、許可くださるようお願いします。

車 種 名	
車両登録番号	